

平成 2 5 年度

公立大学法人公立ほこだて未来大学年度計画

公立大学法人公立ほこだて未来大学

平成25年度 公立大学法人公立はこだて未来大学年度計画

第1 年度計画の期間等

1 年度計画の期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間とする。

2 年度計画の意義

この計画は、中期計画に基づき、事業年度の基本的な業務運営に関し定めるものであり、年度計画に定めのない事項であっても、中期目標および中期計画を達成するため、適宜、適切に取り扱うものとする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 大学全体としての理念・目標に関する措置

- ・中期計画に基づき、各学科，研究科，附属機関の年度計画を策定し，ホームページで公開する。
- ・年度計画について，教授会・各コース会議等を通じて周知を図り，教職員による理解の共有の徹底を図る。
- ・基礎教育（リベラル・アーツ）を担うメタ学習センターの達成目標を役割分担しながら実施すると同時に次期に向けた計画を検討する。

2 教育に関する措置

(1) 学部教育の措置

- ・メタ学習を基礎とした専門教育の手法の研究を継続するとともに，新カリキュラムに導入された情報表現入門などの科目について評価・検討を行う。
- ・カリキュラムマップおよびポートフォリオシステムの試行的運用を図る。
- ・年度当初にコース会議で，コース別の育成目標等の確認を行い，年度末に達成度の評価を実施し，達成状況に応じて，必要な改善を図る。また，昨年度から4年生への進級条件が変わったので，それに伴う問題点と解決策を検討する。

- ・大学の理念および目標に基づいた教育課程の編成方針と卒業認定・学位授与に関する方針について検討する。
- ・カリキュラム実施状況の評価とりまとめ，問題点の抽出を行い，次期中期計画への反映を検討する。

(2) 大学院教育の措置

- ・企業等や外部機関との共同研究プロジェクトへの大学院生の積極的参加を奨励し，実問題解決を通じた学際的・総合的な研究開発能力を養う。
- ・学部および大学院の教務委員会が連携し，学部生が履修可能な大学院科目の整理を図る。また，高度ICT領域の大学院開講科目を決定する。
- ・大学院における基礎教育のあり方について，高度技術者としての能力の獲得に向けた教育体制の維持・改善に努める。

(3) 入学者受け入れに関する措置

[学部]

- ・入試選抜がアドミッション・ポリシーに沿って実施されているかどうかについて，検証を行う。
- ・本学における学びの可能性について受験生や保護者に分かりやすい形で提示するなど，効果的な広報活動を実施するため，関係部門と連携して検討WGを設置し，ウェブサイトのリニューアルを行う。
- ・AO入試，推薦入試の合格者に対して実施している「数学」，「英語」の導入教育について，引き続き実施する。
- ・推薦入学者の入学後の学業成績・課外活動等を精査し，推薦のありかた（募集定員，指定校枠等）の改善を検討する。
- ・高校等において，模擬講義やプロジェクト学習への体験イベントなどを実施し，本学における実践教育のあり方を伝える積極的な広報活動を引き続き行い，知名度の向上を図る。

[大学院]

- ・実状に合わせた入試方法の具体的改善策を検討する。
- ・学内推薦制度を積極的に啓発し，より多くの学生が大学院進学を目指すように体制を整える。
- ・優秀な学生を確保するため，大学院早期入学（飛び入学）を継続して実施する。
- ・これまで連携している海外の大学との協定を継続・拡大する。
- ・情報系以外の分野の大学院との連携について引き続き検討する。
- ・社会人入学者のニーズを調査し，その実現方法の検討をさらに深める。

(4) 教育体制に関する措置

- ・高度 I C T コースを含む教育体制の充実を引き続き進めるとともに、教育体制の評価，問題点の抽出を行い，次期中期計画に反映させる。
- ・各科目担当教員がシラバスによって達成目標を明示し，定期試験および授業オンラインフィードバック等によって達成度の評価を行う。
- ・コース会議等において，個々の教員の担当科目の実施方法を教員相互で確認するとともに，科目間の情報交換を図る。
- ・教員・学生間の交流を進め，教育・研究水準の向上に引き続き努める。
- ・教育方法について，教務委員会を中心に具体的な改善手法を継続的に検討する。
- ・高大教員の意見交換会や地域中等教育機関との単位互換授業などの，高大連携事業を継続的に実施する。
- ・平成 27 年度に更新予定の次世代の情報通信システムの構築のための仕様を検討する。
- ・平成 27 年度に更新予定の次世代の情報通信システムのために，学術情報ネットワークや学術協定大学などとの密接な連携を可能とするシステム構築を検討する。
- ・さまざまな分野の教育を目的として導入した e-Learning システムについて，現行のシステムの維持と評価，さらには改善を継続する。
- ・社会人の受入方法について，遠隔教育の導入可能性も含めて引き続き検討する。

(5) 教育内容および教育方法に関する措置

[学部]

- ・学科改組にともない改訂されたカリキュラムについて，知識体系の点から実施内容の検証を引き続き行う。
- ・学生各自の能力や適性を判断し最適な進路選択が出来るよう，履修状況などの自己評価システムの実施を進める。特に，これまで検討を続けてきたポートフォリオの円滑な運用に努める。
- ・プロジェクト学習の現状を分析し，高度 I C T コースとの連携に向けてプロジェクト学習の新たな発展形態について検討する。
- ・基本情報技術者試験をはじめとする情報処理技術者試験についての支援体制を，高度 I C T コース教員を中心に継続する。
- ・高度 I C T コース初年度学生の卒業研究開発に対して，高度 I C T 演習との関連性や卒業研究論文，開発論文のあり方の方

針を見いだす。

- ・ インターンシップの受入先の拡大に努め、希望者が全員受講できるよう引き続き活動する。
- ・ 新バーチャルイングリッシュプログラム(V E P)の課題タイプの多様化を進め、TED talk videoなどフリーの外部コンテンツの活用を積極的に進める。

[大学院（博士前期課程）]

- ・ 学部教育との連動を意識してカリキュラムの改善を検討する。
- ・ 優れた専門職業人育成という社会の要請に応じて、カリキュラムの見直しを引き続き検討する。
- ・ 実践的な技術や知識の専門性向上を図るための大学院教育方法を引き続き検討する。
- ・ アカデミックリテラシーなどの科目を通じて専門英語教育の推進に努める。
- ・ R A（リサーチ・アシスタント）制度を活用し、実践的な研究方法に関する経験を深める機会を提供する。（博士後期課程でも同様に行う。）
- ・ 高度 I C Tリエゾンラボラトリーを中心に産業界、外部との連携を強め、知識やインターンシップ等による実践機会、資金の導入を推進する。

[大学院（博士後期課程）]

- ・ 特別セミナーを通じて、博士後期課程の適切な研究指導を行う。特に留学生や社会人学生には状況に応じた指導を行う。

(6) 教育の質の向上のためのシステムに関する措置

- ・ 教員全員がファカルティ・ディベロップメントへの意識を共有し、授業評価を積極的に活用し、相互評価、研修などを通して教育の質の向上を引き続き図る。
- ・ メタ学習センターを中心に、最近注目されているプロフェッショナル・ディベロップメント(P D)を含めファカルティ・ディベロップメントの概念をより明確化し、啓発活動を含む実行計画を策定する。
- ・ プロジェクト学習等の授業および卒業・修士・博士研究の成果を積極的に学外に発表し、学外者の評価を受ける。

(7) 学生支援に関する措置

- ・ 担任教員，教務委員会，事務局が連携し，学生の履修状況を把握し，問題を抱える学生に対する対処を行う。特に，4年生への進級条件が変更となったことから，3年生と4年生の履修状況に注意する。

- ・ 学生の各学期内での履修状況をコース会議で集積し、履修状況等に問題のある学生を早期発見し対応する。特に、昨年度から4年生への進級条件が変更となったことから、3年生と4年生の履修状況はコース会議で適宜チェックを行う。
- ・ 授業や研究指導等での教員・学生間のトラブルに即応できるよう、相談方法を学生に周知する。また、トラブルの防止に努める。
- ・ 科目担当教員と担任教員間に学生に関する情報を伝達する仕組みを確立するとともに、異常を発見した場合の具体的な行動マニュアルを整備する。
- ・ 教職員にメンタルヘルスに関する情報の共有化を図るとともに、学生にメンタルヘルスに関する知識の普及を進める。
- ・ 学生委員会と事務局が連携し、学生の生活状況に関する情報収集を行い、必要な対策を講じる。
- ・ 後援会との連携を維持し、学生の自主的学習活動やサークル活動を引き続き支援する。
- ・ マナー向上活動を推進するとともに、大学施設利用のルールを明示し、モラル・マナー向上のための施策を引き続き実施する。（敷地内全面禁煙の対応を含む。）
- ・ 就職委員会を中心に、より幅広い業界へ働きかけを行い、引き続き就職先となる業界・業種の拡大を図る。
- ・ 就職委員会を中心に、引き続きよりきめ細かな就職指導および相談を実施する。

3 研究に関する措置

(1) 研究水準および研究の成果等に関する措置

- ・ 重点研究支援の維持のほか、教員の研究テーマから本学の独自性を構築できる内容を選定し、集中的な資源の投入を引き続き図るとともに、中期計画期間全体を通じた評価を行う。
- ・ 大学の戦略的な研究プロジェクトについて成果報告会などを通じて積極的にPRする。
- ・ 機関リポジトリの内容の充実を図り、学内の研究成果を広く社会に公開する。
- ・ 最初の刊行物を企画から編集段階へと進め、前年度に策定した出版物の4カテゴリの具体化を図る。
- ・ 国内・国際学会、国際ワークショップ、シンポジウムなどの開催を積極的に支援する。
- ・ 社会連携ポリシーに基づき、教育研究の成果の社会還元および

広く社会へ向けた情報発信を行う。

- ・知財ポリシーにもとづいて、知的財産の登録拡大とその適正な運用を図る。
- ・地域産業との間で、本学の知的財産の活用、大学からの技術や知識の移転、人材教育の連携も含め、多角的なアプローチで連携を図っていく。

(2) 研究実施体制等に関する措置

- ・大学全体としてのマリンIT、メディカルITおよびモバイルITなどの戦略研究テーマについて、重点的に取り組むための支援を引き続き行う。
- ・学内での研究報告会を継続的に実施するとともに、学術成果アーカイブを活用した学会発表内容等の学内における情報共有について検討する。
- ・研究予算を弾力的に配分し、効果的な運用を行う。次期中期計画に向けて特別研究費区分などの再検討を行う。
- ・倫理委員会を中心に、研究者の倫理向上に関する啓発活動を行うとともに、研究費不正防止等対策の一層の推進を図る。

(3) 研究の質の向上のためのシステムに関する措置

- ・学内研究助成による研究成果の広報、評価、顕彰を効果的に進める。教員の業績評価結果を一般研究費の配分に反映する。
- ・教員の在外研究制度の効果的運用を継続する。

4 地域貢献等に関する措置

(1) 教育活動等における函館圏を中心とした地域社会との連携に関する措置

- ・キャンパス・コンソーシアムに積極的に参画し、地域の中での高等教育機関の連携を強める。
- ・地域の学校等との連携を強め、科学技術を中心とした初等中等教育の充実を図る。
- ・市民公開講座などの実施によって生涯学習の場を提供するとともに、地域社会・住民への専門的知識の普及を進める。
- ・地域における専門講習会等のニーズを調査し、本学が取り組むべき今後の方向性を取りまとめる。

(2) 産学官連携の推進に関する措置

- ・産官学連携の活動に対して、特別研究費の重点配分などの積極的な支援を引き続き実施する。
- ・研究成果を生かした起業を促進するため、引き続き関係機関等との連携を図りながら講義を継続するとともに、起業支援に向

けた支援機関との連携を引き続き図っていく。

(3) 地域貢献等の向上のためのシステムに関する措置

- ・教職員の業績評価および学生の顕彰制度を通じて、地域貢献活動等の促進を継続する。
- ・社会連携ポリシーや社会連携センターの機能について引き続き学内外への情報発信に努め理解の促進を図るとともに、地域との連携を一層進める。

5 国際交流に関する措置

- ・学術交流の連携先を増やすと同時に、すでに連携している大学との交換留学を活性化する。
- ・北海道教育大学を含めた地域の他大学と連携し、函館全体として留学生の受入れ支援体制の強化を図る。
- ・学生の留学に対する意識の向上を図り、学生への情報提供とニーズ把握を行い、留学支援の体制を整備する。

6 附属機関の運営に関する措置

(1) 情報ライブラリーの運営に関する措置

- ・教育・研究に必要なライブラリー資料の収集、充実に努めるとともに、情報ライブラリーの利用に関するオリエンテーションを実施するなど、利用環境の整備と利用者に対するサービスの向上を図る。また、講義や演習でのライブラリー活用の推進に取り組む。
- ・蔵書の拡充を情報ライブラリーの重点領域と関連付けて行う方策を引き続き推進する。
- ・Web ページ等を通じて、大学の所有する書籍や資料に関する情報を地域に提供する。

(2) 社会連携センターの運営に関する措置

- ・地域の拠点としての本学の機能を更に拡充・整備する。また、そのために文科省の掲げる地（知）の拠点整備事業に申請する。さらに、室工大との連携事業を継続して行う。
- ・函館圏の企業との結びつきを強め、シーズやニーズを開拓するための活動を継続する。
- ・公的研究資金の公募情報を収集、公開するとともに、獲得のための支援活動を継続する。
- ・外部機関との連携および共同研究、受託研究等外部資金の活用による研究を積極的に支援する。

第3 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する措置

- ・年度計画に基づいて学内委員会の目標を明確にし、年度末に達成度の評価をする。
- ・意思決定を迅速に行うため、常勤役員による会議を毎週開催する。

2 教育研究組織の見直しに関する措置

- ・入学試験データおよび入学後の成績を調査し、入試制度の検証を引き続き行う。特に、平成24年度の名古屋会場新設による志願者の動向を引き続き調査する。
- ・アドミッション・ポリシーの周知および学生募集、大学説明会などの広報活動を引き続き充実させる。
- ・高校訪問その他入学志願者に対する進学相談、道内外の高校における出張講義等を計画的に実施するとともに、そのための各種情報のデータベースを引き続き整備する。
- ・学術連携室を中心に、計画的に研究交流の拡大・強化を図る。

3 教職員の人事の適正化に関する措置

- ・計画的にプロパー化を推進する。
- ・特任教員制度を活用し、特色ある教育、研究等を推進する人材の確保を図るとともに、女性研究者比率の向上に向けて取り組む。
- ・教員の実績評価システムに基づき評価を行い、評価結果を一般研究費の配分に反映させるほか、処遇への反映について引き続き検討する。
- ・学内人材マップとしての「教員研究紹介」の有効活用を引き続き図る。
- ・函館市の制度も参考とし、プロパー職員、契約職員の人事評価制度を構築する。

4 事務等の効率化・合理化に関する措置

- ・事務局体制について、業務状況を検証し、事務の効率化に引き続き努める。
- ・費用対効果を考慮した業務の外部委託化について引き続き検討し、委託可能な業務は適宜実施する。
- ・情報の共有化・電子化を図るとともに、会議資料のペーパーレス化を引き続き検討する。

第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の確保に関する措置

- ・ 科学研究費助成事業をはじめ学外の競争的資金の申請を積極的に促すとともに、資金獲得者への優遇措置を講じる。
- ・ 社会連携センターを中心に、地域、企業への情報提供、意見交換を積極的に行い、共同研究、成果提供などの可能性の検討に継続的に取り組む。
- ・ 教育研究環境の充実を図るため、受託・共同研究等外部資金の獲得に引き続き努めるとともに、公立はたこだて未来大学振興基金の目標額達成に向けた取り組みを継続する。

2 経費の抑制に関する措置

- ・ 引き続き管理経費の抑制に努めるとともに、平成25年度より精算のない渡しきり予算となったため、より弾力的な予算運用を図る。
- ・ 冷暖房等の省エネルギー対策を引き続き推進し、一層の経費節減に努めるとともに、策定した計画に基づき設備改修を行う。
また、計画については、施設の状態や予算措置の状況に応じ、随時見直していく。

3 資産の運用管理の改善に関する措置

- ・ 資産の運用管理に係る情報の集約化を引き続き推進するとともに、不要になった備品等の有効活用を図る。
- ・ 経済状況に応じた、安全性および安定性を重視した資金管理を引き続き進める。

第5 自己点検・評価・情報公開等に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検・評価の充実に関する措置

- ・ オンライン授業評価の評価項目の検討など、現行システムの見直しを引き続き行う。
- ・ 透明性を高めるため、自己点検・評価の結果を積極的に公開する。

2 情報公開等の推進に関する措置

- ・ ホームページ等により大学運営情報や教育情報の積極的な公表に

引き続き努める。

- ・後援会および同窓会活動の支援に引き続き努めるとともに、後援会ニュース等を通じて保護者や卒業生へ積極的に大学情報の提供を図る。

第6 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する措置

- ・施設利用状況についての点検・評価に基づき、効果的・効率的な施設運用に引き続き努める。
- ・平成27年度に更新予定の次世代の情報通信システムのために、新たな情報機器と教育との関係に対する基本的考え方の検討を引き続き行う。

2 安全管理に関する措置

- ・労働安全衛生法に基づいて設置した衛生委員会により、教職員等の安全および衛生に関する意識の向上を引き続き図る。
- ・学生委員会での検討を踏まえ、学生等が夜間学内に滞在する場合の許可条件等の基準を定める。
- ・定期健康診断等により、学生および教職員の適切な健康管理を引き続き実施する。また、敷地内全面禁煙を実施する。
- ・平成27年度に更新予定の次世代の情報通信システムの情報セキュリティ対策の充実と利便性の向上のため、現在の学内で閉じたセキュリティ対策の考え方から、積極的に学外とも連携した開かれたセキュリティ対策の方式について検討を行う。

3 人権擁護に関する措置

- ・教授会等を通じてハラスメント防止ガイドラインの周知を行うとともに、ハラスメントを防止するため、教職員および学生を対象とした研修会の開催等の啓発活動を継続的に実施する。

第7 予算

1 予算（平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 4 7 6
補助金等収入	0
自己収入	7 0 7
授業料・入学料・入学検定料収入	6 6 0
その他の収入	4 7
受託研究等収入	1 3 3
寄附金収入	6
目的積立金取崩収入	1 5
計	2, 3 3 7
支出	
業務費	2, 2 0 3
教育研究経費	8 0 0
一般管理費	3 9 3
人件費	1, 0 1 0
受託研究等経費	1 2 0
施設整備費	1 4
計	2, 3 3 7

2 収支計画（平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	2,405
經常費用	2,405
業務費	1,860
教育研究経費	718
受託研究費等	111
役員人件費	130
教員人件費	686
職員人件費	215
一般管理費	264
財務費用	18
雑損	0
減価償却費	263
臨時損失	0
収益の部	2,390
經常収益	2,390
運営費交付金収益	1,474
補助金等収益	0
授業料収益	605
入学料収益	84
入学検定料収益	14
受託研究等収益	133
寄附金収益	6
財務収益	0
雑益	47
資産見返運営費交付金等戻入	7
資産見返寄附金戻入	7
資産見返物品受贈額戻入	13
臨時利益	0
純利益	△15
目的積立金取崩益	15
総利益	0

3 資金計画（平成25年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	2, 3 3 7
業務活動による支出	2, 0 7 1
投資活動による支出	1 2
財務活動による支出	2 5 4
翌年度への繰越金	0
資金収入	2, 3 3 7
業務活動による収入	2, 3 2 2
運営費交付金による収入	1, 4 7 6
補助金等による収入	0
授業料・入学料・入学検定料による収入	6 6 0
受託研究等収入	1 3 3
寄附金収入	6
その他の収入	4 7
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1 5

4 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

4億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延および事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることも想定されるため。

5 重要な財産の譲渡，または担保に供する計画

なし

6 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は，教育，研究の質の向上および組織運営の改善に充てることを基本とする。